

認定支援機関電子申請システムについて

**2019年12月
中小企業庁
経営支援課**

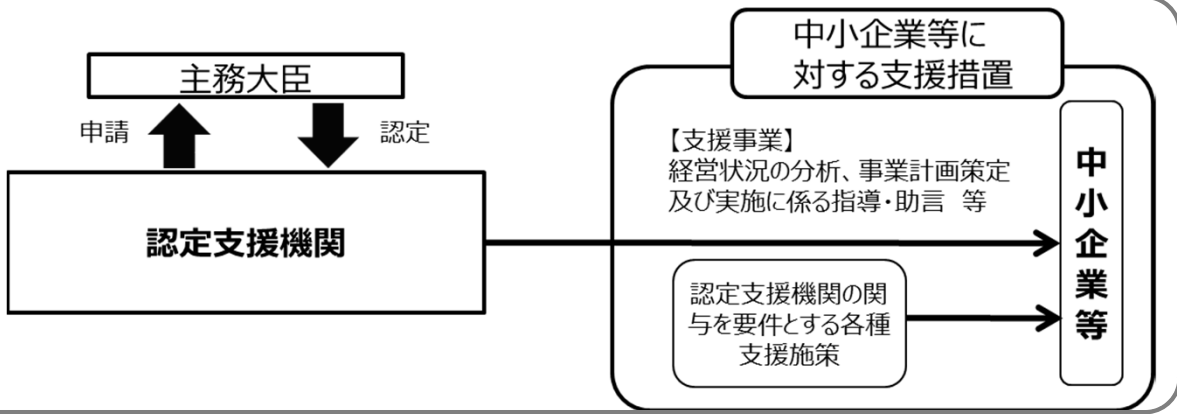
認定経営革新等支援機関の概要

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現：中小企業等経営強化法）の一部改正により、経営革新等支援機関の認定制度を措置（平成24年8月施行）。
- 施行から約 7 年間で、**3 万以上の様々な分野の専門家を認定**することで、中小企業支援機関の裾野の拡大と面的広がりを実現。
- **認定支援機関の3/4を税理士及び税理士法人が担っている。**

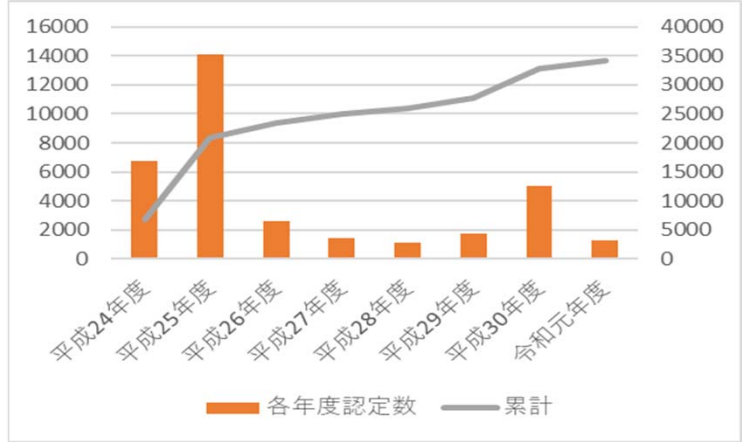
経営革新等支援機関の認定

【認定基準】

- ① 税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること。
- ② 経営革新等支援業務に係る 1 年以上の実務経験を含む 3 年以上の実務経験を有していること。
- ③ 業務を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。



【認定件数の推移】



※平成29年4月以降は、2か月に1回の頻度で認定を行っている。

<認定支援機関の内訳（令和元年10月末時点（第58号認定まで））>

税理士	税理士法人	公認会計士	監査法人	弁護士	弁護士法人	商工会	商工会議所	中小企業団体中央会	中小企業診断士	民間コンサルティング会社	その他	金融機関	合計
22,964	3,142	2,716	71	1,591	115	47	426	43	1,019	891	613	502	34,140

※本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定支援機関としての体制に含めている。

認定経営革新等支援機関の更新性の導入と今後の認定スケジュール

- ・認定支援機関の支援の質を維持・確保していくため、昨年5月の中小企業等経営強化法改正によって**更新制や廃止届出を新たに導入**（昨年7月9日施行）。
- ・**更新申請**については、現在、**第26号認定までの移行期間となっており、早期の申請をお願いしたい**。
- ・**新規申請、更新申請ともに、金融機関を除き、必ず電子申請システムを使って申請を行う必要がある**。
- ・**変更届及び廃止届については、随時電子申請の対象とする予定。運用変更までの期間は従来どおり、ダウンロードした申請書により届け出る**。

▼ 認定スケジュール

認定号	受付期間	締切日	認定日
第59号	2019年10月17日～ 2019年11月13日	2019年11月13日	2019年12月20日
第60号	2019年12月13日～ 2020年1月21日	2020年1月21日	2020年2月28日
第61号	2020年2月21日～ 2020年3月17日	2020年3月17日	2020年4月24日
第62号	2020年4月20日～ 2020年5月19日	2020年5月19日	2020年6月26日
第63号	2020年6月26日～ 2020年7月21日	2020年7月21日	2020年8月28日

▼ 更新スケジュール

※ 第26号をもって経過措置が終了

当該更新認定日に合わせ 申請いただきたい方	集中受付期間	更新認定日（予定）
第9号から第11号にて 認定を受けた方	2019年11月29日まで	2020年2月14日
第12号から第26号にて 認定を受けた方	2020年3月31日まで	2020年7月3日
以下からは移行期間が終了するため、通常の更新スケジュールになります。		
第27号認定を受けた方 （有効期限：2020年8月6日）	2020年7月7日まで	2020年8月5日
第28号認定を受けた方 （有効期限：2020年9月13日）	2020年8月14日まで	2020年9月11日

更新制度の導入（詳細①）

- ・ 認定支援機関の支援の質を維持・確保していくため、平成30年5月の中小企業等経営強化法改正によって、更新制や廃止届出を新たに導入（平成30年7月9日施行）。
- ・ **認定に有効期間（5年）を設け、更新時に新規認定時と同様の要件を確認。**ただし、法意に照らし、実務要件については認定から更新までの期間内の実績を確認。

改正法での措置

改正前

認定の有効期限

なし

廃止届出

なし

取消要件

業務改善命令に違反した場合

改正後

更新制の導入

5年ごとに認定支援機関の
支援能力を確認

廃止届出の導入

廃業等の自主的な
廃止の届出が可能

取消要件の見直し

「欠格条項に該当した場合」や
「不正の手段により認定・
更新を受けたことが判明した場合」

更新時の認定要件

- ① 専門的知識を有していること
→ 認定時と同様
- ② 経営革新等支援業務を含む一定の実務経験を有していること
→ **認定期間内の実績**
- ③ 業務の継続実施に必要な体制
→ 認定時と同様

更新制の導入（詳細②）

- 専門的知識は、新規認定時と同様に、資格を有することを証する書類の添付で足りる。
- 実務経験は、内容は新規認定時と同様だが、対象期間が“認定期間内”に限定される。

更新時と（新規）認定時の認定要件

	（新規）認定	更新
専門的知識	要	要
添付書類	個人：税理士証票の写し 法人：登載事項証明書原本	
実務経験	要	要
経営革新等支援業務 ※1（1年以上） 中小企業支援業務 ※2（3年以上）	対象期間 “ 限定なし ”	対象期間 “ 認定期間内 ”

- ※ 1 「経営革新等支援業務」とは、「経営状況の分析」、「事業計画の策定支援」、「事業計画の実行支援」、「経営力向上計画の策定支援」などが挙げられる。
- ※ 2 「中小企業支援業務」とは、「税務相談」、「税務申告」、「税務書類の作成」、「財務分析」、「事業承継支援」、「販路開拓支援」などが挙げられる。

これら実務経験が不足する場合は・・・

「中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）2日間（26,000円税込）」を受講し、受講後に受験可能となる「実践力判定試験（5,000円税込）」に合格することで不足をカバー可能。

更新制の導入（詳細③）

様式第1（第2条第2項及び第6条第1項関係）

実務経験証明書

下記の者は、経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 印

認定日から更新申請日までの「認定期間内」であること。

実務者の氏名	所属部署	実務経験の内容	実務経験年数
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			から 年 月
			から 年 月
			から 年 月
			から 年 月
			から 年 月
			から 年 月
			まで
			年 月から 年 月 まで
			合計 満 年 月

「経営状況の分析支援〇〇件」、「事業計画の策定支援〇〇件」、「事業計画の実行支援〇〇件」、「経営力向上計画の策定支援〇〇件」、「ものづくり補助金の事業計画の策定支援〇〇件」などを記載

※中小企業大学校の研修受講・試験合格をしている場合はその旨を記載。

合計で1年以上

様式第1（第2条第2項及び第6条第1項関係）

実務経験証明書

下記の者は、中小企業等に対する支援に関し、3年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 印

認定日から更新申請日までの「認定期間内」であること。

実務者の氏名	所属部署	実務経験の内容	実務経験年数
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			から 年 月
			から 年 月
			から 年 月
			から 年 月
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			合計 満 年 月

「経営相談〇〇件」、「財務分析〇〇件」、「販路開拓支援〇〇件」などを記載

※中小企業大学校の研修受講・試験合格をしている場合はその旨を記載。

合計で3年以上

経営革新等支援機関の新規認定申請及び更新認定申請の完全電子化について

完全電子化に向け、以下のステップで段階的に機能を拡充していく予定。

【現在】

2019年5月22日～

ステップ①

HPからダウンロードした様式ではなく、システムから出力した申請書（紙）による申請に変更

※金融機関を除く
※新規申請、更新申請のみ

- アラート機能等により、申請書の入力漏れ・入力ミスを未然に防げます。
- セルフチェックシートにより、必要書類の添付漏れを防げます。
- 認定支援機関の検索機能や活動状況データの見える化により、各支援機関の活動実態を把握・比較できます。

2020年4月～
2021年3月

ステップ②

完全電子化

システムからのオンライン申請に移行
（紙での申請は終了）

※金融機関を除く
※GビズIDによるログインが必要となります。

- システムによるオンライン提出に移行し、書類の郵送が不要になります。
- 認定支援機関の活動内容の見える化を更に拡充します。
- 法人認証基盤等と連携し、本人確認を簡易化します。

2021年4月～
2022年3月

ステップ③

金融機関も含めた
完全電子化

金融機関を含め

システムから全ての申請が可能に

- 共管である金融庁とのシステム連携を行い、金融機関も含めシステムからすべての申請が可能になります。

認定支援機関電子申請システム（従来の申請方法）

- 中小企業庁又は経済産業局のHPから申請書様式をダウンロードしていただき、記載例を参考にいただきながら記載の上、各経済産業局に郵送していただいている。
- 記載例の内容が非常に多岐にわたることから、記載漏れや記載ミスが発生し、その度に修正した申請書を提出していただくことも少なくないのが、現状。

経営革新等支援機関の認定申請

平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業の経営力の強化を図るため、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定し、その活動を後押しするための措置を講じています。
今回の法律施行に伴い、経営革新等支援機関の認定に係る申請の受付を開始しました。

制度概要

- [中小企業経営力強化支援法について\(概要\)](#)(PDF形式:426KB) 

FAQ集

- 認定経営革新等支援機関の認定制度について【FAQ集】(PDF形式:1,171KB)  (平成30年12月27日)

申請様式

- 経営革新等支援機関の認定申請書様式(WORD形式:30KB)  (平成30年7月9日更新)

※申請にあたっては、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局のホームページに掲載されている申請書様式を必ずご確認ください。

認定申請書記載例

個人	税理士 (PDF形式:324KB)  (平成30年10月24日更新) 公認会計士 (PDF形式:1,063KB)  (平成30年9月7日) 弁護士 (PDF形式:1,060KB)  (平成30年9月7日) 中小企業診断士 (PDF形式:1,062KB)  (平成30年9月7日) 民間コンサルタント (PDF形式:273KB)  (平成30年12月27日更新)
法人	税理士法人 (PDF形式:329KB)  (平成30年9月7日) 弁護士法人 (PDF形式:330KB)  (平成30年10月19日更新) 監査法人 (PDF形式:956KB)  (平成30年9月7日) 民間コンサルティング企業 (PDF形式:278KB)  (平成30年12月27日更新)
その他	商工会 (PDF形式:360KB)  (平成30年12月27日更新) 商工会議所 (PDF形式:302KB)  (平成30年12月27日更新)

ダウンロードし、記載例を元に記載の上、
各経産局に郵送

記載例

記 載 例

【認定】税理士個人向け この申請書1枚目の記載事項は、記載を省かなくてよい。

・申請書一式の正本2部を主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局へ提出すること。

平成●●年●●月●●日

●●● 財務局長 ●●● ●●● 税
●●● 経済産業局長 ●●● ●●● 税

氏名は本名(戸籍名、外国人登録名)を記載すること。

・住所は主たる事務所の所在地を記載すること(登記は税理士証更新の記載と異なること)。

・旧姓に氏名記載されるホームページに番号を掲載したい場合は、番号を記載すること。

・旧姓を使用している場合は旧姓を記載すること(この場合、日本税理士会連合会発行の旧姓使用に関する通知書も2部添付すること)。

押印は、実印を使用のこと(印鑑証明は不要)。

「主たる事務所」を、「主たる事務所の所在地を管轄する財務(支)局長 氏名」と主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長 氏名と記載すること。それぞれの氏名は上記経済産業局(財務(支)局)又は経済産業局のホームページ等を確認のこと。

「宛先の番号」は、1.「財務(支)局」、2.「経済産業局」とすること。

住所 ●●● ●●●市 ●●● ●●●

氏名 ●●● ●●●

●●● ●●● 税理士事務所

実印

認定

(更新)

申 請 書

(更新)を二重線等を取り消し、または認定を枠で囲むことで、認定の申請書であることを明示してください。

中小企業等経営強化法第26条第1項(更新)を受けたもので、下記にこの申請書及び申請書類の記載事項

- 事務所の所在地
- 経営革新等支援業務に関する事項
 - 経営革新等支援業務の内容
 - 経営革新等支援業務の実施体制
 - 経営革新等支援業務の統括責任者、当該統括責任者を補佐する者及び当該経営革新等支援業務を行う者の氏名
 - その他の経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

(添付書類)

- 第2条第1項第2号の規定に掲げる要件に適合することを証する書類
 - 専門的知識を有する証明書
 - 支援者からの関与を有する証明書
 - 実務経験証明書
- 中小企業等経営強化法第27条各号(第28条第2項において準用する同法第27条各号)に該当しないことを証する書類
誓約書

備考

- 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

認定支援機関電子申請システム（システムの導入）

- 申請書作成の手間を簡素化するため、認定支援機関電子申請システムを令和元年5月22日より導入し、サービスを開始。

新規申請画面（個人税理士の場合）

新規申請登録

以下のエラーを確認し、修正してください。

情報入力 内容確認 登録完了

法人インフォからの情報取得

法人番号	1234567890123	最新情報取得	半角数字13桁で入力
------	---------------	--------	------------

申請書の内容をフォームで入力

記載要領を見ながら記入しやすい

入力漏れ等があった場合、アラートを出力

事務所又は法人名	●●株式会社		
氏名	必須	認定 太郎	旧姓での登録を希望 ☐
戸籍名	戸籍 太郎		
郵便番号	必須	〒 123 - 4567	
		都道府県	--なし--

氏名は必須入力です。

郵便番号は必須入力です。

都道府県は必須入力です。

・氏名は本名（戸籍名、外国人登録名）を記載すること。

・旧姓を使用している場合は旧姓を記載すること（この場合、申請者の職種に関連する連合会または協会発行の旧姓使用に関する通知書を2部添付すること）。
各職種の通知書は[こちら](#)を参照

・住所は主たる事務所の所在地を記載すること（表記は申請者の資格を証明する帳票の記載と揃えること）。

新規申請登録完了

情報入力 内容確認 登録完了

受付番号:0000000017

申請内容の入力が完了しました。
「申請書類出力」ボタンをクリック後に表示される画面でPDFのアイコンをクリックすると、申請書類、誓約書がダウンロードできます。
また、「チェックシート出力」ボタンをクリックすると、提出書類チェックシートがダウンロードできます。

ダウンロードした書類を印刷し捺印いただいた後に、提出書類チェックシートに記載の内容を確認の上、申請書を**担当経済産業局**宛てに送付して下さい。

システムへの申請情報の入力かつ各経済産業局への申請書到達をもって正式な申請受付となります。
したがって、システムへの申請情報が入力済であっても申請書が申請締切日までに到達しなかった場合は、次号の申請として取り扱います。

その際、システム上必要な手続きがございますので、担当者より御連絡させていただきます。

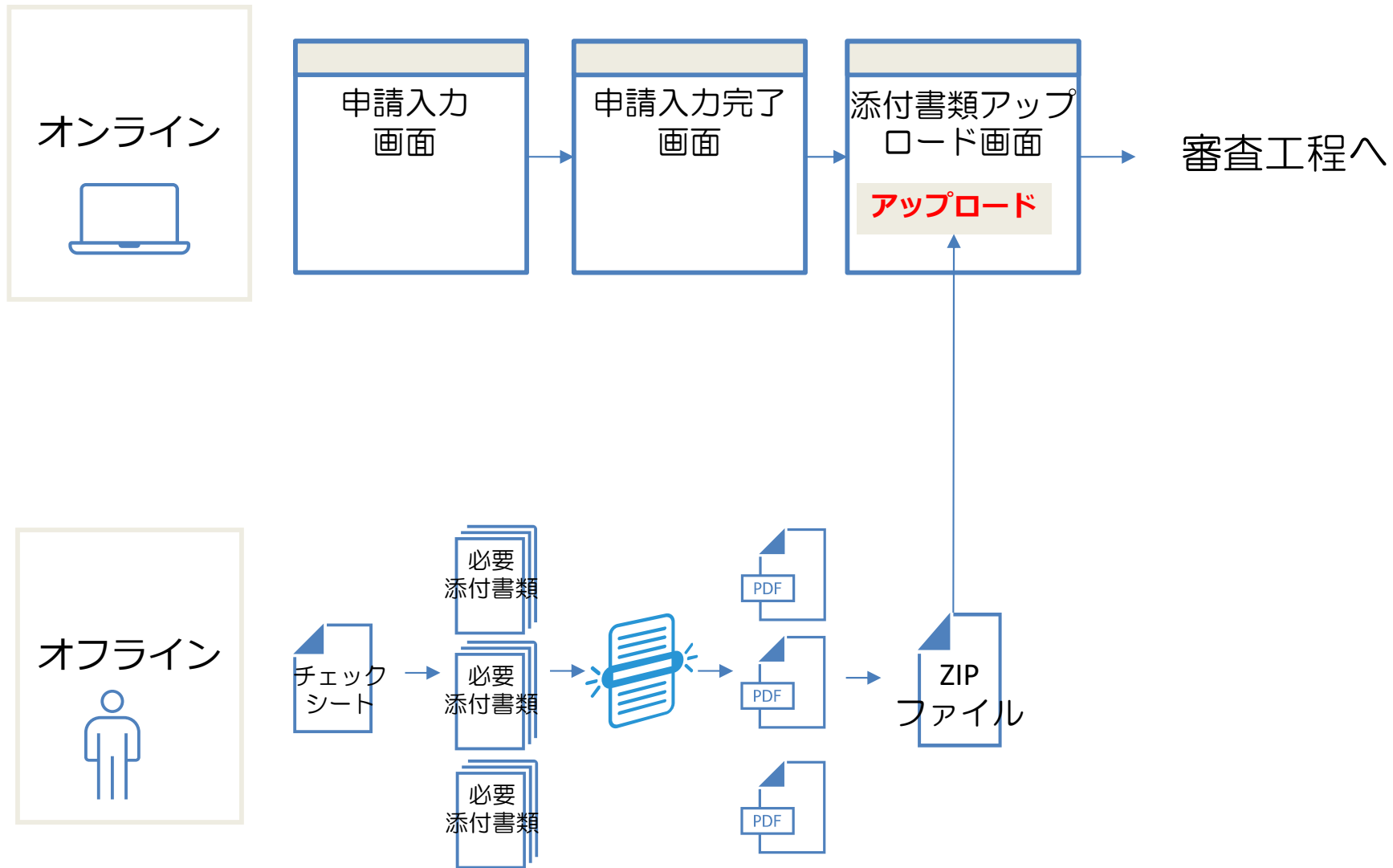
申請書類出力 チェックシート出力

①申請理由	☐ 同業者からの紹介	☐ 顧客からの紹介	☐ 中小企業支援の幅を拡大
その他（自由記載）			
☐ 最新の支援策の公表情報	☐ 事務所の活用	☐ 中小企業支援の好事例集	
☐ 支援機関へのインタビュー			

システムから出力した申請書に押印し、各経済産業局に郵送

入力漏れや軽微な記載ミスのない申請書を出力できるため、申請書作成に係る手間や経産局との調整コストを軽減できる。

完全電子化以降の添付書類イメージ



申請内容とチェックシートに合わせて、必要な添付書類を準備する。
準備した添付書類をスキャンでPDFにした後に、ZIPファイル化してアップロードする。

申請書の提出先 及び 問合せ先

新規／更新申請の申請書提出先及び問合せ先は、本店所在地を所管する各経済産業局。

【 各経済産業局の管轄地域と担当課及び連絡先 】

対象地域	担当課		連絡先
北海道	北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北経済産業局	経営支援課	022-221-4806
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	関東経済産業局	中小企業課	048-600-0296
岐阜、愛知、三重、富山、石川	中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿経済産業局	創業・経営支援課	06-6966-6063
鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
徳島、香川、愛媛、高知	四国経済産業局	中小企業課	087-883-6423
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州経済産業局	中小企業課	092-482-5447
沖縄	沖縄総合事務局	中小企業課	098-866-1755